

平成31年度第3回
東大和市個人情報保護審議会会議録

令和元年10月24日（木）

平成31年度第3回東大和市個人情報保護審議会

1 日時

令和元年10月24日（木）午前10時～11時

2 場所

東大和市役所会議棟第6会議室

3 出席者

（1）審議会委員

会 長	小林 紀久雄	出席
職務代理者	田村 茂	出席
委 員	東口 正美	出席
委 員	尾崎 誠	欠席
委 員	古庄 野火	出席
委 員	中村 勝司	出席
委 員	奥田 真由	出席
委 員	池田 陽子	出席

（2）副市長

副市長 小島 昇公

（3）事務局出席職員

総務部 阿部部長
文書課 下村課長、吾郷係長、木村主事

（4）説明員

諮問1 健康課 志村課長

4 議題

諮問案件

- （1）第二次健康増進計画策定・自殺対策計画策定事務における対象者の範囲の変更に伴う委託及び目的外利用の変更について

報告案件

- (1) 個人情報の本人外収集について（第6条第4項による報告）
- (2) 個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について（第7条第4項による報告）

5 会議の公開及び傍聴者

会議は公開により行った。

傍聴者 0人

6 審議会への提出資料

説明資料（事前配布）

- (1) 諮問事項の帳票
- (2) 報告案件の帳票

1 開会

○阿部部長 おはようございます。傍聴の方はいらっしゃらないということで、これから、定刻となりましたので、始めさせていただきます。本日は、市長が所用で出席ができませんので、副市長が代理で出席しております。ご了承いただきたいと思います。

○小島副市長 よろしく願いいたします。

○阿部部長 着座にて失礼いたします。会議に先立ちまして、事務局から出席状況の報告をお願いします。

○下村課長 委員の出席状況を報告いたします。委員8名中、委員がまだお見えになっておりませんが、7名ご出席ですので、会議は成立してございます。以上です。

2 審議会への諮問

○阿部部長 それでは、副市長より諮問書の提出がございます。よろしく願いいたします。

○小島副市長 おはようございます。よろしく願いいたします。東大和市個人情報保護審議会会長、小林紀久雄様。東大和市長、尾崎保夫。個人情報の取扱いについて、諮問をさせていただきます。このことにつきまして、下記のとおり貴審議会に諮問いたします。「1 第二次健康増進計画策定・自殺対策計画策定事務における対象者の範囲の変更に伴う委託及び目的外利用の変更について」、よろしく願いいたします。

改めまして、こんにちは。今日は、市長が本当は出席をさせていただくところですが、今日は所用のため欠席ということでございますので、代理で私から諮問書を提出させていただきました。お忙しいところ、今日もお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。今日は案件のほうは、報告を含めて多数の案件がございますけれども、ご審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。具体的には、事務局から説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○阿部部長 ありがとうございます。なお、副市長は公務のため、ここで退席をさせていただきます。

○小島副市長 申し訳ないです。ではよろしく願いいたします。失礼いたします。

○阿部部長 ただ今諮問がございました、本日の諮問案件は1件。「第二次健康増進計画策定・自殺対策計画策定事務における対象者の範囲の変更に伴う委託及び目的外利用の変更について」でございます。それでは、ここから先の進行につきましては、会長にお願いいたします。よろしく願いいたします。

3 諮問案件の審議

○会長 それでは、「平成31年度第3回東大和市個人情報保護審議会」の審議を始めます。

諮問1

○会長 まず、諮問1の「第二次健康増進計画策定・自殺対策計画策定事務における対象者の範囲の変更に伴う委託及び目的外利用の変更について」審議を行います。担当課の説明を求めます。それでは、説明をお願いいたします。

○志村課長 それでは、資料の3ページをご覧ください。諮問の理由でございますけれども、第二次健

健康増進計画策定・自殺対策計画策定事務において、より広い年齢を考慮した計画策定を行いたいため、対象者の範囲を拡大するものです。ついては、委託事業者に取り扱わせる対象者、及び目的外利用をする対象者の範囲を変更したいというものでございます。続きまして5ページをお開きください。主な変更の内容でございます。7番、対象者の範囲。(1)準備調査といたしまして、①健康増進計画。これまで20歳以上の市民としていましたが、それに加えて、中学校1年生の市民を加えるものでございます。②自殺対策計画。これも20歳以上の市民としていましたが、これを18歳以上の市民と、年齢を2歳ほど引き下げるものでございます。一番下にいきまして、15番、備考をご覧ください。(5)でございます。こちらは、計画の精度を高めるため、準備調査(アンケート調査)の対象者の範囲を変更するものでございます。続きまして7ページをお開きください。6番。変更の委託の事項と理由についてでございます。変更事項につきましては、アンケート調査対象者の範囲の拡大に伴いまして、委託事業者に取り扱わせる対象者が変更となります。変更の理由としましては、①健康増進計画につきましては、20歳以上の市民以外の中学生の調査を行うことにより、子どもの健康に関する情報を計画に取り入れることができ、より幅広い年齢を考慮した計画策定ができ高い事業効果が得られるため、と考えております。子どもの頃からの食生活と健康習慣を把握することは、その後の施策の検討に非常に有益であることから、今回対象として加えたものでございます。②自殺対策計画につきまして、20歳以上の市民を対象としていましたけれども、高校卒業後に当たります18歳以上の市民の情報を取り入れることにより、より若年層を考慮した計画策定ができるため、としております。国全体の自殺者数は減少しておりますけれども、若年者につきましては、自殺者の減少が見られておりません。そのことから、今回18歳、19歳の方も調査の対象として加えたものでございます。説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 それでは説明が終わりました。何か質問等ありましたらお願いします。はい、どうぞ。

○委員 直接、個人情報保護の関係ではないのですが、この計画自体というか、施策自体がつかめないもので申し訳ないのですが、健康増進計画及び自殺対策計画そのものが、どんな内容なのかなというのを聞きたいのですが、目標とか目的とか、具体的な施策ですか、今までもやってはいたと思いますが、どのように何を反映するのかというのが見えてこないのです、申し訳ないのですが。全体的な計画がどんなものなのか。

○会長 どうぞ。

○志村課長 それでは計画の概要について説明をさせていただきます。まず健康増進計画でございますけれども、今回は第二次ということで、最初の計画を6年前に作ってございます。国の「健康日本21」、
「東京都健康推進プラン21」に基づきます施策の目標を、市町村での目標に一段階掘り下げて、計画策定するものでございます。こちらは、健康寿命の延伸と、健康格差の縮小という大きな基本理念を達成するために、各生活習慣病の発症予防や、また次世代を含めた健康推進対策、そういったものを国の施策に基づきながら、市町村の各事業に反映させて、目標設定して計画を策定するものでございます。今年度は第二次の計画ということで、令和2年度に計画の最終年度を迎えるということで、今年度、令和元年度に意識調査を行い、来年度に計画策定を行う。2か年にわたって、新しい策定についての作業をするものでございます。

続きまして、自殺対策計画についてでございます。こちらは国が、「自殺総合対策大綱」というものを作りまして、またそれに基づきまして東京都が、「東京都自殺総合対策計画」を昨年7月に策定いたしました。それらに基づきまして、市町村でも行動計画を作りなさいということが、義務となっている計画でございます。こちらの自殺というものは、様々な要因が絡んで、社会的にいろいろと追い込まれた末の死ということで、健康部署だけでなく、あらゆる市町村の部署が、自殺予防のための対策にかかるために、計画を作り、また市町村の地域の実情に合った市民調査などを行い、計画を作りなさいと言われているもので、それに基づきまして、同じように今年度、意識調査（アンケート調査）を行いまして、来年度、計画策定の中身を作っていく予定としているものでございます。簡単ですが、以上でございます。

○会長 よろしいですか。

○委員 それで、具体的には何をされるのかというのがわからないのですけれども。例えば、リーフレットなどを作るとか。自殺する対象者なんてわからないではないですか。具体的な施策というのはどんなことをやるのかというのを知りたかったのですけれども。それとついでにもう1点なのですが、健康増進計画の中で、中学校1年生だけを追加するということがよろしいですか。2年生、3年生は関係ないのか。

○志村課長 それでは、健康増進計画の具体的な取り組みについてでございますけれども、目標の設定としては、がん検診の受診率を例えば50%まで上げるですとか、あと、お子さま、中学生に絡んだものと、朝食を食べている子どもの割合を増やすですとか、妊婦さんですと、たばこを吸っている妊婦さんを減らすだとか、そういったような具体的な目標を設定します。それに絡んだ事業を行う各課に働きをかけて、実際の人数的なものをデータで把握しまして、どの程度計画の取り組みが進んでいるかということ、毎年進行管理として確認をする、そういったような内容となっております。2番目の中学1年生についてですけれども、こちらは今のところ中学1年生だけを予定しております。こちらの理由につきましては、中学生というのは、小学校が終わり、第二次成長も含めて非常に大きく成長する時期ということ、また食生活においても、大きく基礎となるものが培われるものということで、中学1年生ということで焦点に当たったということでございます。以上でございます。

○会長 よろしいですか。委員。

○委員 例えば自殺対策ではどのようなことをやっているのですか。

○志村課長 自殺対策につきましては、具体的な新しい事業というよりは、各所管が行っている、人権教育ですとか、こころの健康、人と人を大切にすることなど、人間関係のことから、経済的な支援といったような、多岐にわたる市の中でやっている事業を、それぞれ自殺対策予防の目的に擦り合わせたもので事業を組み直す中で、市全体で自殺対策予防という視点を持って取り組んでいくという大きな目的になってございます。なので、新しく何か具体的な事業をやるかどうかというのは、今回のアンケート調査をした結果も踏まえながら、計画策定の時に検討していく内容になると考えてございます。以上でございます。

○委員 今までで具体的に何をやってきたのですか。

○志村課長 今やっている自殺対策予防事業につきましては、主に健康課が行っているものでございま

すけれども、こころの健康相談ということで、年に10回ほど、精神科の専門医の先生をお呼びしまして、予約制で面接相談を実施しております。そのほか、こころの体温計といまして、自分でメンタルヘルスのセルフチェックができるシステム、携帯電話やパソコンからできるシステムを導入いたしまして、そこで質問項目で、最近眠れていますかとか、そういう項目をするのですけれども、その項目での判定が出て、ちょっと疲れているようだとか、相談機関を紹介するようなページが出てきたりといったような、気軽にできるセルフチェックシステムのアピール等をしなが、また年間のアクセス数がどのくらいあるかといったようなものを把握しながら、市民の方のこころの健康づくりの事業として取り組んでいるところでございます。また、自殺対策予防としまして、ゲートキーパーといつて、周りの方で、ちょっとおかしいなとか心配だなと思つて気づいたら、そつと寄り添つて相談機関につなげるという、ゲートキーパーの役割をいろいろな方に広げていくために、ゲートキーパー養成研修というものを実施してまして、庁内の職員や、また民生委員など、関係機関の方を対象に講習を受けていただいて、身近な人の普段の違う様子に気づいて、専門的な相談につなげていただく、予防のための行動を取っていただく、そういった市民の方を増やす、そういった事業に取り組んでおります。以上でございます。

○阿部部長 あと身近なところでは、庁舎の1階のロビーで、パネル展示などもされていますよね。ゲートキーパー絡みで。遺族の方のメッセージというか、そういうことで、様々多岐にわたる活動を集中的に強化している強化月間などもありますし、日常も身近な問題ということで捉えてほしいということで、市としては取り組んでおります。

○委員 すみません、良くわかりました。事業の内容がわからなかったものですから。ありがとうございました。

○会長 はい、わかりました。はい。

○委員 7ページの7番の、委託期間が令和元年9月30日となっている。今日より過去の日付で、ほかの日付と整合性が取れていない理由を教えてください。

○志村課長 そちらは、策定支援の委託事業者が決定いたしまして、契約が成立したのが9月30日ということで、こちらのほうは日にちを確定したということで、入れさせていただいたものでございます。

○会長 よろしいですか。委員。

○委員 5ページの8番の記録項目のところ質問なのですけれども、今回、健康増進計画と自殺対策ということなのですが、心身の状態は一切記録されないのですか。そういう健康状態を把握するチェック項目があつても、こういった方の場合があつたほうがいいのかなと思つすけれども。

○志村課長 8番、記録項目の心身の状況についてでございますけれども、今回の調査が意識調査ということで、実際その方の例えば血圧を書いていただくとか、そういったデータを書いていただく項目はないということで、心身の状況といった形での把握はしないということで、こちらのチェックはされておられません。

○委員 それはなくても大丈夫なのですか。自己診断というか、自己申告で意識調査をされるのですよね。その方が知らず知らずに気づいていないこととか、アンケートでどういう情報を収集するのかわかりませんが、こういう状況は、そこが基準にないとわからないことが多いのではないかと思うのですけれども。病気が原因で落ち込んでいる人とかもいらっしゃると思うので。でも今回はないという

ことなのですね。

○志村課長 特に病歴等を聞くような項目はありません。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 個人的に仕事をしている時に、そういう自殺者というか、メンタル面の関係の仕事を少ししたのですよ。その時に、個々によって対応が皆違うのですよね。それで、本人の問題ではなく、家族の問題であったり、周りの人の問題であったり、非常に繊細なというか、関りが必要な案件だと思うのですね。ましてや、高校生ですか。高校生になると、今高校では、いわゆる学校医、専門の学校医が精神科の先生がいたり、いろいろしていますけれども、そういうところとのつながりというのも持っていくのでしょうか。

○志村課長 関係機関とのネットワークについてなのですけれども、自殺対策計画を作った後に、進捗管理も含めて、関係機関が会議体のようなものを設置して、情報を共有したり、各機関の取り組み内容を理解して、連携、協力を強化するよにということをやっておりますので、それは今後計画策定と同時進行しながら、検討していきたいと考えております。

○委員 もう1点よろしいですか。ご本人もそうなのですけれども、周りにいる人の情報も得られるような、そういう体制作りになるのでしょうか。

○志村課長 この自殺対策のアンケートにつきましては、国の方からひな形というのがありまして、それの中には、例えば家族や周りの方で、自殺をなさったり、自殺未遂をなさった方がいるかという項目が、もちろん記入は任意なのですけれども、そういった項目がございますので、それに準じたアンケートを予定しております。

○委員 一番怖いのは、形に添ったそのものという部分が一番不安に感じますね。それぞれ違うので、形に収められない部分の拾い上げというのか、そういうところも検討していただけるとよろしいのかなと、個人的には思います。

○志村課長 アンケートに自由記入欄を一応設けてありますので、そういうことで市民の方のいろいろな声を拾っていただけたいかと考えております。

○会長 そのほか。はい、どうぞ。

○委員 すみません、いくつか思いついたところで聞かせてもらいます。第二次というのは、これは健康増進計画にかかる第二次で、自殺対策計画は以前もあったのかどうなのかということと、自殺対策計画については、国の総合大綱とか、東京都の総合対策計画というところを受けてやるということで、先ほどひな形ということもありましたけれども、要するに健康増進計画のアンケート内容はなんとなく浮かぶのですよね。例えばがん検診を受けたことありますかとか、朝食食べたことありますかとか、健康について日頃気を付けていることがありますかみたいなアンケート項目が浮かぶのですけれども、今、皆様の話を聞いていると、自殺対策計画を作るに当たってどんなアンケートの内容になるのかというのが、言える範囲で教えていただければと思います。もう1つは、この18歳以上の市民とされたのは、先ほどご説明があったのですけれども、それ以上若年の方に対する意識ということも、考えなかったのかどうなのか、ということをお聞きしたいです。もう1つは、健康増進計画の対象者を、中学校1年生の市民とされておりますけれども、その他の方たちはピックアップで抽出して、ランダムにアンケー

ト調査が送られると思うのですけれども、中学生に対するアンケート調査の取り方をどうされるのか。ある意味皆学校に通っているという中で、学校という機関を使っただけのアンケート調査を行うのかどうかということをお伺いしたいと思います。以上です。

○志村課長 最初に、第二次が付くのと付かないものの違いでございますけれども、今おっしゃったとおり、健康増進計画は2回目ということと、自殺対策計画は初めてということで、第二次というのは健康増進計画だけにかかるものでございます。2番目の、自殺対策計画のためのアンケートの内容でございますけれども、今のところ予定しているものが、例えば日頃から感じているストレスや悩みがあるかどうか、ストレスへの対応はどうしているか、また相談相手はいるか、いた場合の相談方法、あと自殺に対する考え方や、死にたいと言われたときにどんな対応をしますかとか、そういったようなもので予定をしております。次の3番目の。

○委員 自殺は、18歳以下を考えなかったのかというのを、その途中に入れました。

○志村課長 自殺に対して、18歳よりもっと若年についての意識調査の必要がないのかについて、事務局等でいろいろ検討したのですけれども、ある意味それがきっかけになって刺激をするといったようなリスクもあるという助言もいただいております。また今回、子ども・子育てプランで、結構中学生と高校生についてのアンケートをしており、その結果も出ております。そこには、悩みはありますかとか、相談する相手はいますかといったような項目を拾っておりますので、18歳より以下の方の傾向はそこからデータを活用しながら、計画策定をしていきたいと考えております。それで4番目の健康増進計画の中学1年生についてなのですけれども、こちらは国の大きな学校保健調査ですとか、そういったことで、結構中学1年生というのがポイントになっている時期でして、朝ご飯を摂っていないかだとか、口の歯周疾患があるかないかといったものが、割と中学1年生のデータが全国的にありますので、そういったことも含めながら、東大和市の中学1年生と全国的なものと比較がしやすい年代だということもありまして、中学1年生をピックアップしたという理由がございます。以上でございます。

○委員 中学校1年生へのアンケート調査の仕方は、その他の年齢と同じようにピックアップなのか、それとも学校で一斉にアンケートをとるのかということなのですけれども。

○志村課長 今現在のところは、学校に協力してアンケートをお願いすることは考えておりません。ほかの調査と同じように郵送での回収を考えております。

○会長 よろしいですか。はいどうぞ。

○委員 アンケートの結果、DV被害を受けているとか、子どもが虐待を受けているとかそういうことがわかった時に、担当の事務のほうで、福祉部健康課になっておりますけれども、それ以外にも保護シェルターを紹介するとか、子どもの保護施設の手続きをするとか、部署がもう少しまたがって何かするということはありますか。

○志村課長 このアンケート調査につきましては、基本無記名で行いますので、個人の特特定というのは難しいかなと考えております。

○委員 はい、わかりました。

○会長 はいどうぞ。

○委員 5ページの項目番号の11番のところ、個人情報収集の主な収集元及び収集の根拠規定なのです

けれども、本人以外のところに、条例第6条第3項第7号に該当と書かれていて、これが学校で一斉にアンケート調査をして、生徒児童の同意のもとに、学校から回収する方法が当たるのかなと思っていたのですが、どうやら違うみたいなので、これはどういうことを想定された規定なのか、教えていただければ。

○**下村課長** そこは事務局から。条例第6条第3項第7号に該当、市民課ということで、こちらは30年度の第4回、今年1月に、もともと目的外利用ということで、諮問を行ったものでございます。その市民課から、住民基本台帳に基づいて情報を収集、住所、氏名、年齢を収集するという内容でございます。

○**委員** なるほどわかりました。そうすると、8ページの目的外利用についての部分で、市民課から目的外利用・提供の届出をする事務が、3番のところで、住民基本台帳並びに個人番号の付番及びカードの交付に関する事務が、福祉部健康課に提供されるという形に、目的外利用をするということが書かれているけれども、このことを言っているのですか。

○**下村課長** はい。そうですね。ちょうどそうですね。第12条第2項第5号、それが目的外利用の規定でございますが、それと第6条第3項第7号というのが、対になる規定といたしますか、目的外利用をするという、結局今回の場合、市民課と健康課という2つの組織がありまして、健康課からすると、市民課から目的外の収集をします。市民課からすれば、健康課に目的外利用をさせるという関係なのですね。ですので、5ページの事務の届出上は、収集の根拠規定としては、第6条第3項第7号の規定によって市民課から目的外で収集をします。市民課の立場になりますと、第12条第2項第5号の規定で、健康課に目的外利用をさせるという関係になります。以上でございます。

○**委員** わかりました。ありがとうございました。

○**会長** 大丈夫ですか。そのほかに。はい、どうぞ。

○**委員** もう1点だけすみません。自殺対策の関係では、18歳以上の方が対象となっているのですが、先ほどもございましたけれども、自殺が低年齢化、小学生も自殺するような、いじめとかいろいろな原因があるのかなと思いますけれども、教育委員会や学校との連携ですか、それが18歳以下の市民については、自殺対策計画の中に学校との連携というものがあるのかどうなのか、ということを知りたいのですが。

○**志村課長** 自殺対策計画の中に、学校など教育機関、またお子さまの所属する機関との連携の内容を、当然盛り込むことを前提に策定をする方向で行っております。市民調査のほかに、関係機関へのヒアリングのようなものも検討しておりまして、その中で学校等関係機関の現状の取組ですとか、今後必要と思われる連携についての項目だとか、そういったものも把握していきたいと考えております。以上でございます。

○**委員** 学校は学校で、いろいろな対策をするとは思いますが、それにこの計画で出てくる対策というものが反映されるのか、逆に学校がやっている対策がこの計画に反映してくるのか、そのへんの関係はわからないのですが、これは希望ですけれども、十分に連携して、そのようなところをやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○**会長** そのほかにありますか。ないようでしたら、このへんで審議会の意見をまとめたいと

思います。諮問1の「第二次健康増進計画策定・自殺対策計画策定事務における対象者の範囲の変更に伴う委託及び目的外利用の変更について」は、提案のとおり承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○会長 ありがとうございました。では異議なしの声ですので、本件につきましては、提案のとおり承認いたします。以上をもちまして諮問案件の審議が終了いたしました。

4 審議会への報告

○会長 続きまして報告案件に移りたいと思います。報告案件の「1 個人情報の本人外収集について」、「2 個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について」を一括して事務局から説明を求めます。

○下村課長 それでは報告案件につきまして事務局からご説明いたします。9ページをお開きください、本日の報告事項は、今、会長からありましたように2点でございます。11ページをお開きください。はじめに「報告1 個人情報の本人外収集について」であります。条例第6条第4項の規定により、審議会に報告するものであります。今回は総務管財課の市政功労者表彰事務の1件であります。12ページをお開きください。受賞者名簿及び表彰状の作成、公表のため条例第6条第3項第7号の規定による個人情報の本人外収集の63件を行ったものでございます。報告1については以上でございます。

次に13ページをご覧ください、「報告2 個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について」であります。条例第7条第4項の規定により審議会に報告するものであります。一覧表でお示ししておりますが、今回7つの課におきまして、取扱事務の開始が3件、変更が7件、廃止が2件、計12件の届出がありました。それでは順次説明いたします。

15ページをお開きください。はじめに事務担当課が企画課、事務の名称はオリンピック・パラリンピック関連事業で届出の内容は変更であります。変更箇所は8の記録項目の欄及び11の個人情報の主な収集元及び収集の根拠規定の欄であります。変更の理由は東京2020オリンピック聖火リレー、聖火ランナー候補者の選考に当たりまして、東京都聖火リレー実行委員会から個人情報を収集することになりまして、新たな記録項目が生じたということによるものであります。

続いて17ページをお開きください。子育て支援課で東大和市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の変更であります。続いて19ページも同じく子育て支援課で、東大和市ひとり親家庭の就業・自立促進のためのホームヘルプサービス事業の変更であります。両事業は名称でお分りのとおり類似した制度でありまして、対象者も一部重複しているところであります。基本的には17ページのひとり親家庭ホームヘルプサービス事業がメインの事業になっていて、それを補完するものが19ページの事業という位置付けでございますが、今回両事業の事務と届出内容を改めて見直しました結果、届出の内容を変更したものであります。

続きまして21ページをお開きください。保育課で保育士修学資金貸付等事業受付事務の開始であります。保育人材確保のために東京都社会福祉協議会が実施する貸付事業につきまして、申込者の区市町村所管課を経由して申請等を行うために、個人情報を取り扱うことから、事務の届出を今回行うものであります。ここで1件誤字の訂正がございます。15の備考欄の記載で、1行目中ほどの保育士修学資

金の「しゅう」が、就職の就になってしまっているのですが、正しくは修める、上の事務の名称のとおり、修めるの修でございます、お詫びして訂正いたします。

続きまして23ページをお開きください。こちらと同じく保育課で、東大和市子ども・子育て支援会議関連業務の開始であります。事務の目的欄にございますが、計画策定に係るパブリックコメントの実施、会議の市民公募委員の選任、(仮称)子ども・子育て憲章検討部会の委員に小中学生を選任することなど、個人情報を取り扱うことから、新たに事務の開始の届出を行うものであります。

続きまして25ページをお開き下さい。こちら事務の担当課は、福祉部の福祉推進課、高齢介護課と今回加わります子育て支援部子育て支援課の3課となります。地域要支援者の生命等の危機回避のための緊急対応、こちらの変更となります。内容は15の備考の欄の囲んであるところにありますように、本事業対象者に高齢者だけでなく、子どもを対象に加えるということでございます。27ページに図がございますので、こちらご覧いただきたいと思っております。こちらの一番左側の部分になりますけれども、現在、市では、「東大和市高齢者見守りネットワーク～大きな和～」というものを実施しておりますが、この対象に子どもを加えることによりまして、東大和市子ども・高齢者見守りネットワークといたします。このことによりまして、新たに子育て支援課も事務の担当課となるということでございます。

続きまして29ページでございます。高齢介護課で、東大和市高齢者見守りぼっくす事業の変更であります。市内2か所にあります高齢者見守りぼっくすが、この度東京消防庁が行っております総合的な防火・防災診断事業の協力機関となりまして、消防署の職員が行います防火防災診断に同行をいたします。その同行した際に、診断を行うわけですが、その結果を収集といえますか、消防署のほうから受領するというので、このことに伴う変更の届出でございます。

続いて31ページでございます。同じく高齢介護課で、敬老金支給事務の変更でございます。内容は敬老金支給対象者から77歳の方が外れたということであります。次の33ページも同じく高齢介護課の金婚祝状の贈呈事務の変更でございますが、こちらこれまでの祝品と祝状の両方の支給から、祝状の贈呈のみに内容を変更したものであります。この2件につきましては、いずれも変更年月日が平成28年4月1日ということで、届出が遅れてしております。大変申し訳ありませんでした。お詫びいたします。

それから35ページをお開きください。こちら教育総務課で、第二次東大和市学校教育振興基本計画策定検討事務の廃止であります。こちら、パブリックコメントは昨年10月29日から11月28日まで実施されたものですが、4人の方から18件の意見提出があったものでございます。

続きまして36ページをお開きください。こちら教育総務課で東大和市学校の適正規模等のあり方検討事務の、こちら廃止でございます。検討委員に係る申込者の確認の事務が終了しましたので、廃止をするものでございます。

続きまして37ページでございます。こちらは教育指導課で、(仮称)東大和市いじめ防止対策推進条例制定事務の開始であります。こちらはパブリックコメントの実施によるものでございます。なお、この条例につきましては、現在策定中でございまして、12月に行われる予定の第4回定例市議会において上程される予定となっております。以上で報告2を終了いたします。報告は以上でございます。

○会長 報告が終わりました。質問等ありましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

○委員 1点だけ。市政功労者表彰事務のところですが、これはここの書いてある内容は、例えば齋藤さんの齋の字とか、渡邊さんの邊の字だとか、文字を確認するのに情報を得たい、得るという内容だと思うのですが、元々表彰の規程があると思うのですが、その規程の中に個人情報を提供してもらうということがあるとは思いますが、そのへんのところというのは、別に特にこの条例には引っかかってこない、かかってくるようなものもあるのかどうなのか。

○下村課長 すみません。今、表彰規程自体、定かに正確につかんでないのですが、基本的には個人情報の収集に関する規定は、特段そういった規程の中に定められていないのかなと考えております。そこで、市としては、ご本人にお伝えする前に、表彰対象者を決定する、その中で事前の調査といいますか、そういった作業になりますので、このような形でやらせていただいているということでございます。

○阿部部長 総務管財課ということで、私の部の所管でもありますので、今、文書課長から説明ありましたように、表彰規定の中には、私の記憶でも特に個人情報云々という収集についてというのは入っていなかったと思うのです。主に市の表彰の基準ということで、どのような例えば委員を勤めたら何年間でとか、どういう感謝状なのか、表彰状なのかとか、そういうのを細かく規定をしています。また、各、例えば庁内のところであれば事績調書ということで、各委員さんの表彰に値するというので、総務管財課や事務局へ提出する、そういう手続的なものを整理しているのが表彰規程ということで、大きくはそういう役割を果たしております。あとは運用の中で、先ほど委員もおっしゃられていましたが、漢字で例えば渡邊さんという、なべがどういう字が正確なのかとか、そういうものをきちんと確認を取ったり、そういうことが対象になるということになってから、運用の中で情報の収集をさせていただいております。以上でございます。

○会長 よろしいですか。そのほかには質問ありますか。どうぞ。

○委員 個人的な興味で申し訳ないのですが、17ページと19ページのひとり親家庭ホームヘルプサービス事業と19ページに記載のヘルプサービス事業と補完関係にあると先ほどおっしゃっていましたが、どういう関係性なのか。

○下村課長 最初に申し上げました、東大和市ひとり親家庭ホームヘルプサービス、こちらは基本的に国が、母子及び父子並びに寡婦福祉法という法律がございますが、こちらに規定されております母子家庭日常生活支援事業、それから父子家庭日常生活支援事業、この事業として東大和市が実施しているということでございます。具体的には、東京都から補助金をもらう中で実施している事業でございます。この対象にならないようなケースについて、これはもう一つのひとり親家庭の就業による自立促進のためのホームヘルプサービスが、東京都の制度として設けられているということでございます。若干の違いですと、例えば対象者がひとり親家庭ホームヘルプサービスの場合は、原則的には20歳未満の方なのですが、またその中でいろいろこういう場合、こういう場合とありまして、就業上の理由などがありますと、こちらですと未就学ということが対象だったりするのですが、もう一つは就業上の理由の場合ですと、低学年以下ということで若干対象が広がったりということで違いがあるようでございます。

○委員 すみません、関係ないことを。自分で調べてみます。ありがとうございました。

○会長 そのほかにはありますか。どうぞ。

○委員 27ページの地域要支援者の生命等のというところで、協力機関と書いてあるのですが、こ

ここに保育所とか、学校とかが入っていないのは何か意味があるのですか。

○**下村課長** 保育所とか、学校はある意味当然といえますか、そういう子どもが普段、所属していたり、そういう場所で、そういう意味では学習支援事業所とか、子ども、幼児もそうだとはいえそうなのですが、そういう民間の直接の関係でない、こういうところも連携、協力機関に入ってもらって、何か見かけたら連絡をもらうという、そういう意味でこの協力協定機関には入っていないということでございます。

○**会長** ほかに大丈夫ですか。では以上で報告を終わりといたします。以上で本日の議題は全て終了しました。なお、本日承認となりました諮問については、審議会の意見として「取り扱う個人情報、情報漏れがないように十分注意し、適切に管理すること」を付帯意見とし、本日の会議録の承認及び市長への答申につきましては、会長に一任していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○**委員一同** 異議なし。

○**会長** ありがとうございました。ほかに何かありますでしょうか。長時間にわたりありがとうございました。閉会といたします。